

中 1 の

窃盗(万引き)について一度
お子さんと話し合ってみませんか?

保 護 者 さ ま へ

中学1年生になると、学習や生活環境、人間関係などの大きな変化に直面します。それを上手に乗り越えていけないと勉強についていけない、学校が楽しくない、そしていじめなどの問題をかかえてしまうことがあります。思いもしなかった万引きをして補導されてしまうことも。



こちらから▶

お読みになった
ご意見・ご感想を
お寄せください。



中文

Tiếng Việt

English

Português



特定非営利活動法人

全国万引犯罪防止機構



この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

まさか

うちの子が万引きをするなんて!!

これからご紹介するのは、《「非行」と向き合う親たちの会》の保護者の皆さんの体験談です。

ある日突然わが子の万引き犯罪に直面してしまったら…



スポーツ少年だったが……

ずっとサッカー少年で頑張っていました。部活の先生と合わず辞めてしまい、その後は遊びだし、万引きで警察に迎えに行きました。私は息子を許せず泣いてたたき、息子も暴言と暴力。家はガタガタ。悲しくて死にたくなりました。そんな時に参加した「非行」の子の親の会の学習会で「病気が体の弱いところに出るように、家の中の一番弱いところに問題が出る」という話を聞きました。我が家で一番弱い位置に息子がいることに気づきました。息子を無理やり変えようとしていた私。私の人生もそれでは苦しいだけだと思い、また自分の趣味に目を向けるようにしたら、私も家庭も穏やかになりました。

息子も自分のやりたいことが見つかった様子。まだまだ親も自分を試されるでしょうが、焦らず子どもを信じつつ前を向いていこうと思います。子どもの問題には理由があるのですね。(Hさん・母親)

子どもの心に気が付いた

私立中学に合格した我が子は、楽しい中学校生活を送っていると思っていました。でも、そういう年頃なのかだんだん親との会話が減り、とりわけ父親の私とは口も利かない状態でした。

そんなある日、学校から連絡があり、コンビニで万引きをしたというのです。「なんてことをしてくれたんだ!」と強く叱り一緒に店に謝罪に行きました。当時の私は、子どもの心の奥を考えることもなく、今思えば、恥をかかされた悔しさを子どもにぶつけたのでした。そして、学校には退学を申し出て地元の公立中学校に転校させました。当然そのほうが通いやすいだろうと思ったのです。

ところがそんな親の思いとは裏腹に、今度は完全な不登校になりました。家から出ず話もしない。それはまた、すごくつらかったです。何度も何度も夫婦で話し合い、子どもの心を知りたいと思いました。「非行」の子の親の会に参加し、同じような体験をした人たちと語り合うことで孤立から救われ、子どもの状態や本心に気付いて、「寄り添う」ことができるようになりました。

子どもの笑顔が戻ったころ「ここなら行けそう」と言う高校に入学。その後は高校生活を満喫している様子です。親が抱え込まず、誰かに相談できることが大切だと感じます。(Uさん・父親)



鑑別所に送られた娘。今はいい関係に

頑張り屋さんの娘は、小学6年生の時、スーパーマーケットで文房具を万引きしました。ショックでした。なぜそんなことをしたのか問いただしても、口をつぐんだまま。私たち夫婦は、心配のあまり、監視のまなざしで見ていると思います。会話は減り、子どもの心はさらに見えなくなりました。

中学校に入って間もなく、今度は突然に数日の家出をしてしまいました。万引きの件もあり心配はマックスに。警察に相談にも行きました。とにかくこれ以上の暴走をしないようにと願ったのですが、家出も増え何度も補導されるまでになり、ついに事件に巻き込まれて、娘は鑑別所に送られました。

私は仕事に行くことができなくなり、退職してひきこもりに近い日々でした。親として失格だと自分を責めていましたが、娘の事を正直に話せる場所を探しあてたことで前向きになれたと思います。娘は立ち直れると信じていることができるようになりました。

数年後、落ち着いた娘から「万引きは仲良しの友達からやらされていた」と初めて聞きました。子どもの世界は、なかなか大人には見えないのだと改めて実感しました。今、娘は母親になって頑張って子育て中。私たちともいい関係です。(Aさん・母親)



「非行」と向き合う 親たちの会 (あめあがりの会)

この会は、子どもの非行や行動で悩んでいる親の自助グループとして、1996年にスタートしました。意見をしたり、アドバイスをしたりする場ではなく、自由に話ができる場所です。

* 語り合う交流会(例会)を中心に活動しています。

ご希望の方には会の資料をお送りします(無料)。

電話：03-5348-7265 mail：ameagari@cocoa.ocn.ne.jp

個別相談(有料)は、心理士・弁護士他の相談員。お気軽にご連絡ください。



代表：春野 すみれ様

1 子どもの万引き、保護者が知らないその実態

子どもが万引きをしてしまう。そこにはさまざまな背景が見え隠れします。

背景1 自分が欲しいから万引きをする	背景2 友だちの影響で万引きをする	背景3 ゲーム感覚で万引きをする
お小遣いでは買えない	それを持っていないと仲間に入れてもらえない	ゲームをしているような感じで
親には頼めない	友だちの誘いを断れなくて	友だちと軽い気持ちで
単に欲しかった	友だちに命令されて	捕まらないだろう、捕まったらそれは運が悪かったから

「万引きをしないさせない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会「万引きに関する調査研究報告書」より

見つからなければ、またやっちゃう？

万引きは繰り返すうちに、罪悪感を感じなくなって常習化していくことがあります。

■ 再び万引きをする理由

1位/見つからなかったから
2位/注意されなかったから
3位/代金を支払い、許されたから

■ 万引きをする時の気持ち

はじめての万引き	10回以上の万引き
1位/いけないことだと迷った	1位/スリルがあって楽しかった
2位/見つかるのが怖かった	2位/何も感じなかった

東京都「子どもに、絶対、万引をさせない!!宣言」より

いつ?どこで?
どんなものを
万引きしているの?

14時から
17時の間に
多く発生して
います。

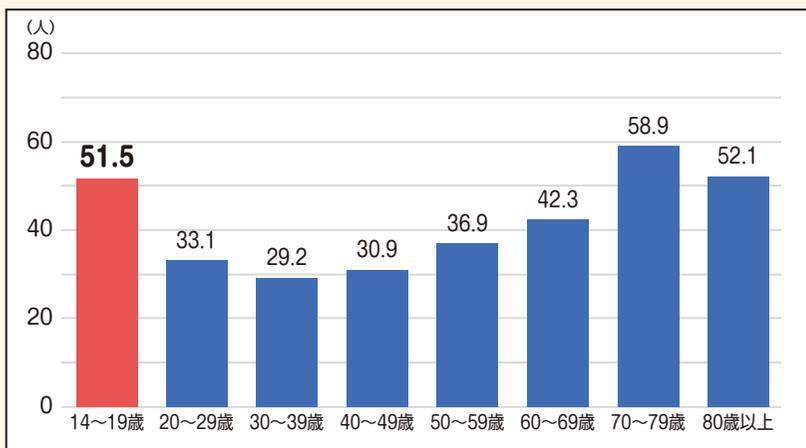
多くは
コンビニで
発生しています。

お菓子や
文房具などを
万引きすることが
多いようです。

「友達がしているから」
などの理由で
万引きをしてしまう
ことも…

東京万引き防止官民合同会議（警視庁生活安全総務課）

年齢層別万引き検挙人数比率（2022年 人口10万人当たり）



青少年の万引き検挙人数比率は他の年齢層に比べて高いことが判ります。中学に入り生活環境などが変化するこの時期、お子さんと万引き犯罪について話し合ってみましょう。

警察庁：刑法犯に関する統計資料より

2

万引きに関するクイズです。

(答えは6頁)

Q1 商品をバッグや服に隠しても、店から出なければ万引きとはならない。



Q2 万引きが見つかったら、お金を支払えば罪に問われない。



Q3 犯罪に問われるのはどれでしょう。

[ア] 友だちに頼まれて見張りをした

[イ] 友だちに盗ってくるように頼んだ

[ウ] 友だちが万引きした物をもらった



3

子どもが万引きで補導された——禁句集

なんてことしたのよ!
(責任の追及、八つ当たり)

子どもは、責められていると感じます。すると返事は「だって…」と、言い訳を考えだします。

あなたはこんなことする子じゃないはず
(否定)

もうしてしまったことを非難されても、対処のしようがありません。「ゴメンなさい」と言いながら、どんどん自分の殻に閉じこもって行きます。

そんなに欲しいなら、相談してくればよかったのに
(変えられない過去)

「ああすれば良かった」「こうすれば良かった」と言うのは、単なる愚痴です。

こんなことしてみっともないはずかしい!
(当てつけ)

子どもより世間体を気にしていると思われるます。

誰に言われてやったの?
(責任転嫁)

同調圧力が強いと、架空の物語を生む危険性があります。

あなたが放任していたからでしょう
(問題のすり替え)

子どもが自己正当化する助け船になります。

この年ごろの子どもと話し合うときは、
諭すのではなく、子どもが話すことをじっくり聞く姿勢が大切です。

- 1 話しやすい場所と時間を設ける
- 2 よく聴く姿勢・態度を示す（何か他の事をせずに集中して話し合う）
- 3 話の内容を否定や批判をせずにそのまま受け止める
- 4 相づちを打ったり頷いたりして話を聴く
- 5 その行動をした時の気持ちを共に感じる
- 6 子どもが使った言葉を用いて返し、理解していることを伝える
- 7 子どもの動作に応じて鏡のように自分の動作も合わせてみる

応酬話法事例

?!

今はどんな気持ちかな？
（内省促進）

自分が何をしたのか、それをどう感じているのか話すことで整理させます。

?!

あなたがお店の人だったら
どう感じるかしら？
（視点変換）

自分が起こしたことを、他者の立場・視点で考えさせます。

?!

それで、まず、
どうしたい？
（当事者としての対処）

「お店の人に謝りに行きたい」といった対処を自分から言い出すまで、気長に傾聴します。

?!

お父さん、お母さんに
何かできることある？
（援助者）

あなたと同じ側にいる、ということを感じ取ってもらいます。「一緒に謝りにいこうか？」みたいな行動提起にもつながります。

万引きを「軽く」考えたら大間違い！ それは「重い」犯罪なのです。

万引きは窃盗罪（刑法第235条） 他人の物を盗んだ者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

Q1



代金を支払わずに、商品を店の外に持ち出したら窃盗罪です。だからといって、店の外に持ち出さない限り問題ないと思っ
てはいけません。店内であっても、精算前の商品をバッグや服な
どの中に隠したら窃盗罪に問われることもあります。

Q2



万引きしても、お金を支払って弁償すれば罪に問われな
いと思ったら大間違い！あとでお金を支払っても窃盗をしたこと
に変わりなく、窃盗の罪を取り消すことはできません。

Q3

いずれも
犯罪です

[ア] 見張りをしたら、一緒に万引きをしなくても共犯となる可能性があります。
[イ] 人に頼んで万引きをさせると、共犯として罰せられる可能性があります。
[ウ] 盗品であることを知ってもらおうと、盗品等無償譲受け罪（刑法第256条1項）
に問われる可能性があります。



5 ひとりで悩まず、まず相談

そんなときはひとりで悩まず、周りの人たちに
相談してみてもいいでしょう。
下記の機関などに相談するのもよい方法です。

子どもが万引き…
どうしたらいいの？



文部科学省 [24時間子供SOSダイヤル]

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者
等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定
都市教育委員会の相談機関が夜間・休日を含めて24時間対応

通話料無料

0120-0-78310
(なやみいおう)

● お読みになっていていかがでしたか？

表紙のQRコードからぜひ、ご意見・ご感想をお寄せください。

■発行／特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2
書店会館4階
TEL. 03-5244-5612 FAX. 03-5244-5613
<https://www.manboukikou.jp>

■監修／土井 隆義 [筑波大学人文社会系教授(社会学) 博士(人間科学)]
■企画協力／一般社団法人 日本経済教育センター
全日本中学校長会生徒指導部
■後援／文部科学省・警察庁・日本小売業協会
■協力／警視庁・工業会 日本万引防止システム協会



一輪車



宝くじ桜



子宮がん検診車



宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



救急普及啓発広報車



宝くじドリームジャンボ絵本



集会用テント



「健康手帳」(冊子)



ベンチ



リスガール展示施設

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

